

入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県物産振興協会（以下「協会」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入会手続)

第2条 この協会の会員として入会しようとする事業者及び団体等に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とした入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申込に対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に書面により通知する。

(会員名簿の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この協会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から変更届の提出を求める。

(退会)

第4条 会員は、退会届をこの協会に提出して、任意に退会することができる。

2 退会した会員については、会員名簿の登録から抹消する。

附則

この規程は、公益社団法人宮城県物産振興協会の設立の登記の日（平成24年10月1日）から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

- 1 事業者及び団体等の名称、所在地、代表電話番号、ファックス、メールアドレス
- 2 代表者の役職名、氏名
- 3 事務連絡者の所属部署、役職名、電話番号、ファックス、メールアドレス
- 4 入会を希望する前年売上実績、法人の場合は、その資本金